

第 16 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 12 平成 23 年 3 月 31 日（以下「基準日」という。）に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 27 条に規定する幼稚園の教頭（以下「教頭」という。）であつた職員（基準日に他の特別区において教頭であつた者を含む。）が同条に規定する幼稚園の副園長として平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に退職した場合の一般の退職手当の額が、その者が基準日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた一般の退職手当の額（以下「仮の退職手当額」という。）に達しないときは、第 4 条の 3 の規定にかかわらず、仮の退職手当額をその者に対して支給する一般の退職手当の額とする。

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼稚園の副園長として退職する場合における手当の支給額に係る特例を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。